

第 3 回 群 馬 地 域 審 議 会

総合計画前期実施計画事業に係る質疑

事業名	No.	質 疑	回 答
生涯学習センター(仮称) 建設事業 男女共同参画センター(仮称) 建設事業	1	開館後の休館日、使用時間について聞きたい。	<p>年未年始においては、一般的に市の施設は休館である。そのため、この施設も同様に扱っていきたいと考えている。施設としての休館日については、施設の利用者の状況などを想定する中で検討していきたい。</p> <p>当施設は多くの市民が利用する施設となるので、土曜日曜、祝祭日に利用できる施設とすることも当然検討する必要がある。利用時間についても、ホール利用等もあるので他のホールのある施設の利用時間などを参考に検討する必要があると考えている。</p>
	2	多目的ホール、集会室及び学習室、教育センター内の研修室の使用料については、現在どの程度の金額を想定しているか。	<p>多目的ホールについては、市の類似施設、例えば総合文化センターのたまごホールや箕郷文化会館、コアホールなど、市内のホールを参考に設定していくことになる。集会室や学習室などについても、他の類似施設を参考に設定していく予定である。</p>
	3	群馬公民館が取り壊され、小学校単位の公民館が整備されるまでの間、今まで群馬公民館を定例的に利用していた団体等に対し使用料金を軽減するなどの経過措置を検討しているか。	<p>群馬公民館の利用団体などの経過措置としての取り扱いについては、十分な検討をしなければならないと考える。まだ、具体的な方針はでていないので、今後、関係課と検討していく予定。詳細が決まってきたら、ご報告させていただく。</p>
	4	高齢者、年少者、障害者等に対する使用料金の減免制度の創設は考えているか。	<p>この施設は、生涯学習や男女共同参画、市民公益活動などの事業や活動を主たる目的としての施設となる。市内のホールなどの文化施設や、料金規定のある類似施設などには同様な取り扱いとなる減免制度はない。そのため、高齢者施設や障害者施設と同様な減免制度を設けることは難しいと考えるが、今後検討はしていきたい。</p>

事業名	No.	質 疑	回 答
生涯学習センター(仮称)建設事業 男女共同参画センター(仮称)建設事業 (前頁の続き)	5	男女共同参画センターが供用開始された後の北側の特別教室棟の活用方針について聞きたい。	旧中央中学校の残存建物については、随時解体していく計画であるが、北側の特別教室棟だけは、平成4年度の建設で比較的新しい建物であったことから、平成22年4月から高崎市の男女共同参画集会室として、利用してきたところである。 当然、新施設が完成すると、その機能は本センターへ移転することから、特別教室棟は空くことになるが、それ以降の活用方法等については、現在のところ未定である。今後は、用途地域内(第一種中高層住居専用地域)の建築物の制限を踏まえつつ、全庁的な議論の中で、どのように活用していくべきかを検討してまいりたいと考えているので、ご理解いただきたい。
	6	特別教室棟の裏側に第二分団の駐車場が確保されている。旧中央中跡地の解体工事に伴って、この駐車場のほうまで工事用フェンスが設置されると聞いている。その場合、有事の際、または秋季点検など多くの行事も予定されているが、どのように配慮をしていただけるのか聞きたい。	解体工事については、今後業者が決定となるので、それ以降また打ち合わせをさせていただきたい。
	7	開館後の料金設定などの検討の際に、利用団体の代表を加え、利用する側の意見が反映させていただける場があるか聞きたい。	施設というのは、全市的な取り扱いとなるので、整合性を十分検討していきたいと考えるが、今後関係課と調整したい。
群馬地域運動広場(仮称)整備事業	1	野球場、少年野球場及びレクリエーション広場の使用許可条件について伺いたい。	野球場については、貝沢野球場と同程度のスタンド、広い外野とホームランゾーンなどを整備した施設となる。施設の管理やグラウンド整備を十分に行うことで、多くの市民にご利用いただきたいと考えている。 また、レクリエーション広場については、どなたでも自由に利用できる多目的な芝生広場として検討している。この広場は、グラウンドゴルフなどの団体利用や地域イベントでの利用も想定されることから一定のルールづくりも検討をしていく必要がある。少年野球場については、少年野球専用として利用していただくことを検討している。 いずれにしても、詳細については、今後スポーツ課をはじめ、関係各課とも調整を図りたい。

事業名	No.	質 疑	回 答
群馬地域運動広場(仮称)整備事業	2	3施設のうち、どの施設を使用料有料又は無料とし、有料の場合、現在の程度の金額を想定しているか。	施設の有料、無料については、今後検討していきたいと考えている。一般論として、使用料については、同規模の施設を参考に検討していく。
	3	有料の場合、高齢者、年少者、障害者等に対する減免制度の創設を検討しているか。	高崎市の減免制度に基づき減免を行いたいと考えている。これは、市と県が共催の事業、市教育委員会の主催事業、市内小中学校の学校教育にかかる行事等であり、特に高齢者、年少者、障害者等に対する減免制度は考えてはいない。
	4	野球場については、有料ということは念頭にある。しかし、少年野球場については、最初の構想から考えれば無料という考えでいたので、その辺についてもう一度説明願いたい。	スポーツ課としても、少年の利用に対して無料という考え方が望ましいものとは思われるが、芝の整備、グラウンドの整備等において当然税金をつぎ込むことになるので、他の施設とのバランスを考えた中で、検討していきたい。
	5	最初の構想からいけば、やはり中規模運動広場の代替という考えも念頭において、料金の設定については検討願いたい。	【要望】
	6	この事業は、北部公園と金古中規模運動広場の機能も取り込み、一体的に整備する事業である。そういった意味では、地域の方々、及び青少年の利用については、無料ということを前提に特段のご配慮をお願いしたい。	合併後の高崎市にとって、新たな少年野球場の整備となるので、地元の方々のご意見を伺い、今後市役所内部においてどのような内容がよいのか十分に検討を重ねた上で、また提案させていただく。
	7	維持管理費は相当かかるものなので、かなり高額な使用料を設定したとしても、維持管理に係る費用を全部賅うのは無理であるため、結局税金で補填することになる。そういった目でみると、直接負担するか、間接的に負担するかの差であって、我々が負担することには変わらない。ある程度の利用者負担はやむを得ないのではないか。その場合、維持管理経費を市民に情報公開した上で、利用料を設定していくという姿勢が必要になるのではないかと思う。	【要望】

その他の質疑

質問内容	No.	質 疑	回 答
群馬地域における消防施設について	1	群馬地域における消防施設（消防群馬分署及び消防団第二分団詰所）の移転計画の進捗状況について教えてもらいたい。	<p>群馬分署の計画状況については、常備消防の車両や消防署の建物などの施設整備は、広域圏組合で実施しているが、消防庁舎の建設用地は、消防署や分署が所在する構成市において、用意することを慣例としている。現在の群馬分署は、昭和47年3月に竣工して以来38年が経過し老朽化が激しく、また、旧耐震施設のために消防防災拠点として問題であること、更に県道水沢足門線に面して交差点に近いことから、交通渋滞が激しく、緊急出場時にも支障をきたすことなどから、群馬地域の防災拠点として再構築することが急務となっている。このようなことから、群馬分署の移転建替え計画については、現在、消防局において関係部局と調整をしている。本市としても、消防局と連携をとり、広域圏組合の事業との整合を図りつつ、その建設用地の確保に向け、事務を進めていきたいと考えている。</p> <p>群馬方面隊第2分団詰所については、本詰所は昭和39年に建築して以来46年が経過し老朽化が激しくこと、また、隣接する旧群馬中央中学校跡地に高崎市生涯学習センター（仮称）等の建設が予定されていることから、緊急時の団員参集用に利用していた駐車場が利用できなくなり、火災発生時等の参集に支障をきたすことなどから、建替えについて、地元から要望書が提出されている。こうした状況の中、本事業については、地元や消防団の意向も踏まえ、関係部局と連携して事務を推進してまいるので、ご理解願いたい。</p>
地域審議会での意見・要望について	1	「地域審議会の設置等に関する協議」に基づき、群馬地域審議会の意見・要望を聞いていただき、それを参考に出来るだけ成案としていただきたい。	<p>地域審議会は「地域審議会の設置等に関する協議」に基づいて設けられ、大きく二つの事務を所掌している。</p> <p>一つ目は地域審議会の設置等に関する協議第4条第1項の、審議会の対象区域における新市建設計画、新市基本計画の変更に関することをはじめ、三つの事項につきまして、市長の諮問に応じて答申を行うこと。</p> <p>二つ目は、同条第2項のとおり、「対象区域の支所が所管する事務などに関する事項及び対象区域に係る必要と認める事項について審議し、意見を述べること」となっている。</p>

質問内容	No.	質 疑	回 答
			<p>(前頁の続き)</p> <p>諮問事項は、地域審議会における協議事項としてお諮りする中で、委員の皆様のご意見ご要望をお聞きしながら、事業を進めている。一方、諮問事項以外の支所地域に関する案件については、「その他の事項」として皆様から随時ご意見をお聞きしている。これらのご意見についても、総合的に判断を行いながら、可能なものは、事業を進める上での参考とさせていただくこととしている。</p>